

## 2. 最適な運営形態の選択及び我が国の水道にふさわしい多様な連携の構築

### (背景等)

わが国の多くの水道事業者等は、人口の減少等に伴う給水収益の減少や経験豊富な職員の大量退職という課題に直面しつつある。水道施設の老朽化が今後ますます進む中で、水道サービスの低下を招くことのないよう、アセットマネジメントの実施により、水道事業の運営基盤を強化し、将来にわたり技術力を確保するとともに、適切な負担のもとで計画的に更新事業を進めていかなければならない。水道事業経営を健全に継続させていくためには、各事業がその状況に応じて柔軟な事業形態をとることができるようにし、財政基盤や技術基盤の強化を図っていくことが必要である。

水道事業を含む公共サービスを提供する事業については、これまでも行財政改革等の一環として規制緩和、民間的経営手法の活用が求められてきているところであり、P F I 法、地方独立行政法人法、地方自治法に基づく公の施設の指定管理者制度、公共サービス改革推進法など、そのための各種制度も整備されてきている。

また、水道法においても、水道事業者等の運営基盤の強化を図る一環として、平成 13 年の法律改正により第三者委託制度が導入されたところである。

### (水道事業における第三者委託の導入)

第三者委託は、浄水場の運転管理業務などの水道の管理に関する技術上の業務について、技術的に信頼できる第三者（他の水道事業者等又は民間事業者）に委託することができる制度であるが、従前からの私法上の業務委託（手足委託）とは異なり、水道法上の責任も含めて委託できるものである。なお、平成 22 年 4 月 1 日現在における第三者委託の実施件数は、厚生労働大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者で 31 件、都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者で 114 件となっている。

厚生労働省では、水道事業者等が第三者委託の導入を検討するに当たって参考となるべき検討手法について、平成 19 年 11 月に「第三者委託実施の手引き」としてとりまとめ、水道事業者等に通知した。手引きでは、今後導入検討が増えると考えられる中小規模の水道事業者における浄水場施設の運転業務委託業務を想定しながら、第三者委託の導入検討の考え方等について整理を行っており、第三者委託業務の事前検討着手から事業実施に至るまでに必要と考えられる作業について、各々の検討段階における実施作業の細目を詳述している。

また、平成 23 年 10 月 3 日付け一部施行した「水道法施行規則の一部改正」にて、第三者委託制度の活用促進のため、共同企業体（J V）も第三者委託の受託が可能であることを明確化したこと等を受け、民間活用の際のモニタリング（業務監視）の強化や発注時の性能発注方式、J V による受託等を追記した「第三者委託実施の手引き（改訂版）平成 23 年 3 月」を策定した。

### (水道事業における P F I の導入)

公共施設等の整備、維持管理及び運営における民間活力の導入に関しては、

平成11年に成立した「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき、これまで国や地方公共団体等が実施していた公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金やノウハウを活用して実施する制度が導入されている。将来とも事業性が安定しており、民間の創意工夫が発揮できる余地の大きい事業においては、当該事業の実施形態としてPFIは有効な選択肢のひとつである。PFI法に基づく事業の実施は、設計・建設から維持管理・運営について、長期間にわたり選定された民間事業者に委ねるものであり、また、契約に至るまでの手続きも多種・多様で複雑であることから、事業実施に当たっては技術的、法律的、財政的側面等の諸点からの検討を行う必要がある。なお、水道事業におけるPFIの実施件数(契約締結件数)は、9件(平成23年4月1日現在)となっている。

厚生労働省では、水道事業におけるPFI事業実施のための諸検討の適切かつ円滑な実施に資するため、「水道におけるPFI事業の導入検討のための手引き」をとりまとめ、平成19年11月8日付けで水道事業者等に通知した。手引きでは、PFIのプロセスのうち「事業の発案」段階において、対象となる公共施設等の整備等の事業にPFIを導入するかどうかを検討するために必要と考えられる「PFI導入可能性の簡易判定」及び「PFI導入可能性調査」の検討の進め方を示している。

平成23年6月1日にPFI法改正法が公布されたことにより、賃貸住宅や船舶・航空機等がPFIの対象施設に追加されるとともに、民間事業者の参入意欲を促進するため、民間事業者が行政に対してPFI事業(実施方針案)を提案できる制度を導入したことや、民間事業者が施設の運営権(公共施設等運営権)を取得し、サービス内容等を設定できる制度が創設されるなど、PFI制度が大きく改正されている。

水道事業への適用については、内閣府より公表されるガイドライン等の内容を踏まえ、厚生労働省において検討する。

水道事業者において、PFI法改正法を導入される場合は、厚生労働省への情報提供をお願いする。

### (水道事業における最適な事業運営形態の選択と各種手引きの活用)

水道事業者等において抱えている課題を解決し、運営基盤を強化していくための各種取組の推進が必要であり、各々の水道事業者等において、地域の実情を踏まえつつ、また需要者への説明を十分に行って理解を求めながら、最適な連携形態を選択していくことが望まれる。

国の水道ビジョン(改訂版)においても、その達成すべき施策目標として、「全ての事業者において、多様な連携による事業運営形態の最適化に係る検討を行い、その結果を踏まえ必要な場合には、第三者委託の実施、PFIの導入等を行う」こととされている。

これまで述べたとおり、水道事業者等は、様々な官官連携、官民連携の形態を採用できるようになり、それらを活用しながら運営基盤の強化を図ることが期待されている。他方、水道事業におけるこれらの連携形態の選択の考え方や検討手法は、これまで整理されたものがなく、各水道事業者等において個別に検討が進められている状況となっており、連携形態について検討し

ようとしている水道事業者等にとっては、当該検討の阻害要因となっていることが懸念されていた。

厚生労働省では、このような状況を踏まえ、水道事業者等における連携形態の検討に資することを目的として、「民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き」をとりまとめ、平成 20 年 6 月 30 日付けで水道事業者等に通知した。手引きでは、水道事業の運営基盤の強化を図るための具体的な対応方策及び当該方策を実施するために適した連携形態の比較検討を行うための検討手順を例示している。

また、水道事業者等が民間企業を活用する際にモニタリング（業務監視）の一環として行う業務評価手法に関する検討に資することを目的として、「水道事業運営に係る業務評価手法等に関する調査」報告書を平成 22 年 3 月に公表した。本報告書では、既に民間企業を活用している水道事業者等にアンケート等を通じて、モニタリングの現状を整理した。これらを受け、平成 23 年 3 月には「第三者委託実施の手引き（改訂版）」を策定した。

今後は、P F I 法改定法の状況を踏まえつつ、「水道における P F I 事業の導入検討のための手引き」の記載内容の充実を行う。

各水道事業者等においては、前述の各種手引き等を活用しつつ、運営基盤の強化を図るための最適な形態の選択に関する検討、取組をお願いしたい。

#### （水道分野における官民連携協議会）

水道を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、これらの課題に対し、官民連携など地域の実情に応じた形態により、運営基盤を強化することが不可欠であることから、平成 22 年度に、水道事業者等と民間事業者とのマッチングの促進を目的とした「水道分野における官民連携推進協議会」を全国の 3 会場（仙台市、さいたま市、名古屋市）で実施し、約 500 人の水道関係者に参加頂いた。

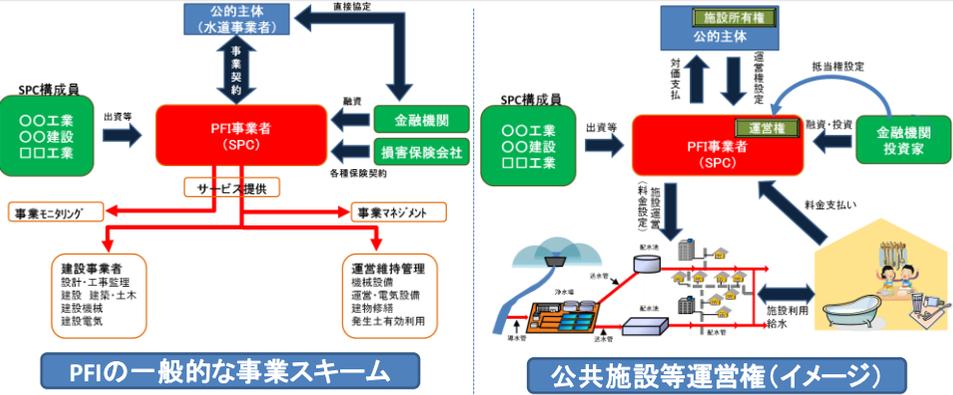
これまで、水道事業者等と民間事業者との情報交換の場が少なかったことから、多くの参加者から協議会の内容について、参考になったとの声を聞いている。また、参加者の 8 割以上（3 会場で行ったアンケート集計）の方が、今後も協議会に参加したいと言う意見であったことも受け、本年度も広島市（11 月 10 日）、福岡市（11 月 24 日）、さいたま市（12 月 13 日）の 3 会場で協議会を開催するものである。

水道事業者等には、是非、協議会に参加いただき、情報交換を通じて、運営基盤の強化等に活用されたい。

## 運営形態の多様化

【民間の活力を活用できる新たな経営手法に関する制度等】	
平成11年	P F I 法の施行
平成14年	水道法の改正による第三者委託制度の施行
平成15年	地方自治法の改正による公の施設の指定管理者制度の創設
平成16年	地方独立行政法人法の施行
平成18年	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の施行
平成23年	P F I 法改定法の施行 など

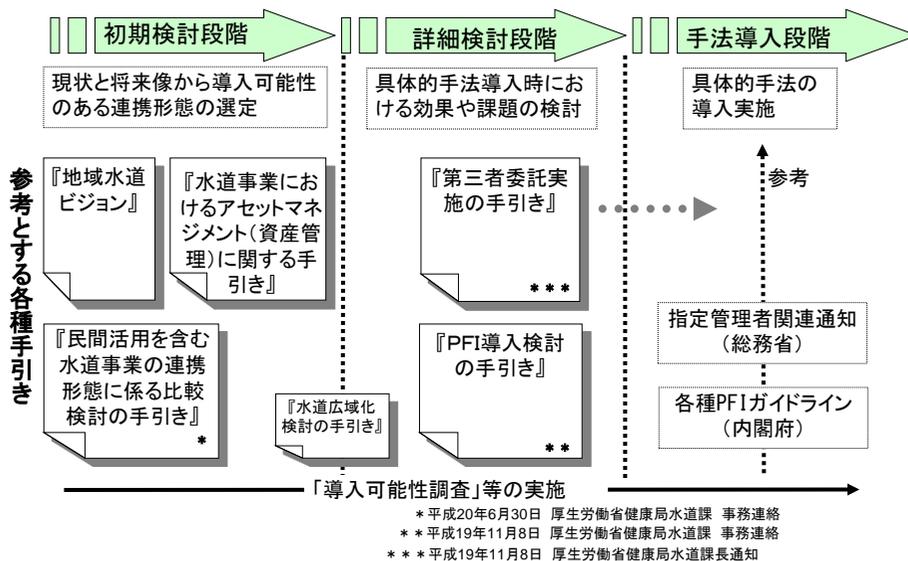
## PFI法改正法の概要



平成23年6月にPFI法改正法が公布され、PFIの対象施設が追加されるとともに、民間事業者の参入意欲を促進するため、民間事業者が行政に対してPFI事業を提案できる制度の導入や、民間事業者が施設の運営権を取得し、サービス内容等を設定できる制度の創設など、PFI制度が大きく改正されている。

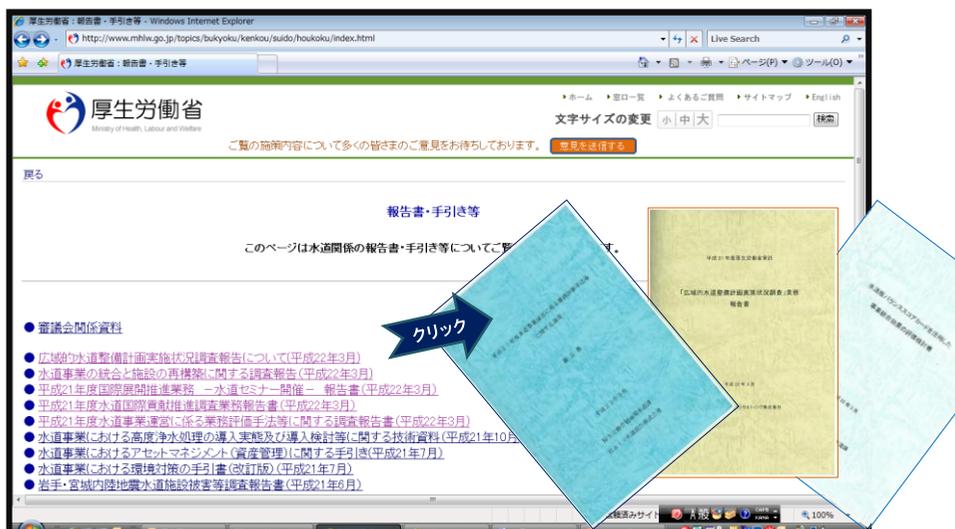
水道事業への適用については、ガイドライン(内閣府)等の内容を踏まえ、厚生労働省において検討する。

## 多様な運営形態の選択に資する各種手引きの策定



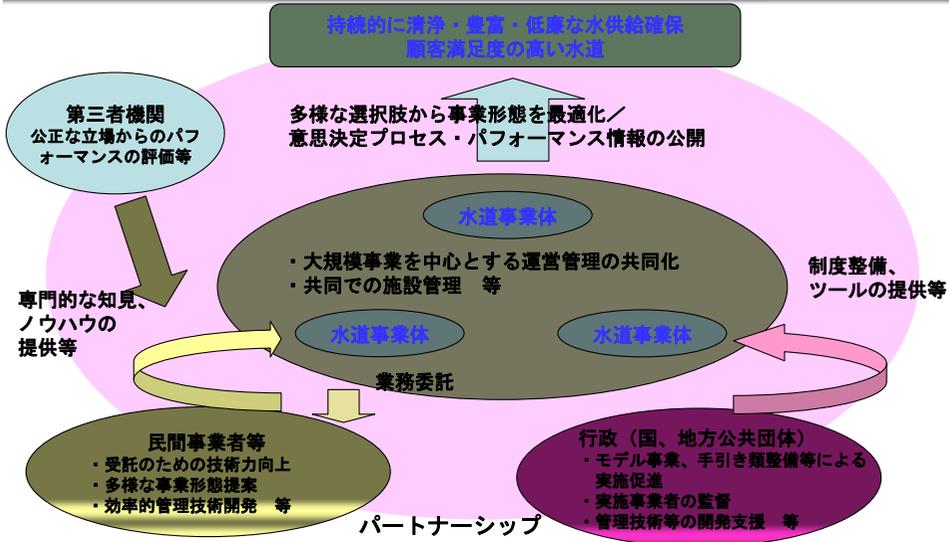
## 各種報告書・手引き等の活用

厚生労働省HP 行政分野ごとの情報「健康」⇒水道課「施策の紹介」⇒水道課「水道対策」⇒水道情報「報告書・手引き等」



最適な運営形態の選択と我が国の水道にふさわしい多様な連携の構築

## 多様な連携の活用による運営形態の最適化(イメージ)



出典：水道ビジョン(平成16年6月)

最適な運営形態の選択と我が国の水道にふさわしい多様な連携の構築

## 「水道分野における官民連携推進協議会」の実施

### 官民連携推進協議会

水道を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、これらの課題に対し、官民連携など地域の实情に応じた形態により、運営基盤を強化することが不可欠です。

そこで、昨年度は、水道事業者等と民間事業者とのマッチングの促進を目的とした協議会を全国の3会場で実施し、約500人の水道関係者に参加頂いた。

本年度も広島市(11月)、福岡市(11月)、さいたま市(12月)にて協議会を開催するので、運営基盤の強化等に活用されたい。

(水道課HPに協議会情報を掲載中)

